

仕様書

1 委託業務名

京都市シティプロモーション動画制作業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託金額の上限

15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 本業務の目的

(1) 目的

主に海外居住者及び海外企業などを対象に、暮らしやビジネスの拠点としての京都の魅力を訴求する。

(2) 用途

国内外に複数の拠点を持ちながら活動を行う多拠点居住者、グローバルに活躍する国内外のビジネスパーソンや企業経営者層等を対象とした、「新たに京都にも暮らしの拠点を設けたい」、「移住したい」、更には、「ビジネスの拠点を設けたい」「京都で事業を拡大したい」という意欲の喚起につなげるプロモーション等において、高い歴史的・文化的価値を持ち、かつビジネス都市としても卓越した環境を有する京都市の魅力・可能性を動画で発信する。

5 委託内容

(1) 企画構成・企画提案

プロポーザルでの提案内容を基に京都市と受託者で協議し、内容を決定する。その上で、本業務の目的を踏まえ、効果的な世界観、表現・演出、音楽、ナレーション等を設定し、京都市の環境・風土の特長や独自性（京都でしか感じられない値打ち・唯一無二性）、施策の魅力等を分かりやすく伝えるものを提案する。

① 制作方針

国内外からの移住促進を目的とした動画及び国内外からの企業誘致を目的とした動画をそれぞれ1種類制作する。

各動画とも尺は2～3分程度とする。

② 動画内容

下記ア・イにそれぞれウを組み合わせること。なお、動画の構成比率は、下記ア・イは7～8割程度とし、ウは2～3割程度とする。また、動画内容の協議はエのとおり進めること。

動画の構成比率の詳細については、契約締結後に京都市と協議のうえ決定する。

ア 動画（移住促進に関するパート）

・主なターゲットは、海外のビジネスパーソン、アーティストなど、京都への拠点設置による一

時滞在希望者、または将来的な定住希望者などとする。

- ・海外で活躍する人材にサブ拠点、居住先として、京都の魅力が伝わる内容とする。
- ・想定される要素として、教育環境、医療機関、地域行事、暮らしの文化、交通利便性、多文化共生のほか、京都だからこそできるクオリティの高い生活やアクティビティ、活動などを盛り込む。
- ・既存の観光誘客動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=FLsncmk6YNQ>) との差別化を図り、「京都に拠点を設けたい」、「京都で暮らしたい」と思うような動画を制作すること。
- ・見た人をひきつけ、他都市と差別化できる独創性があり、かつ斬新な切り口の映像とする。

イ 動画（企業誘致に関するパート）

- ・主なターゲットは、日本国内にビジネス拠点、研究・開発の拠点設置を検討する海外企業、ビジネスパーソンなどとする。
- ・文化・観光都市でありながら、先端企業、多彩な大学、研究・開発拠点などが集積し、他都市にはないシナジーを事業にもたらすビジネス都市としての魅力を伝え、海外企業の京都への進出の後押しになる動画を制作すること。
- ・想定される要素として、教育環境（インターナショナルスクール等）、ビジネスロケーション、研究・開発施設、大学（人材、研究）、市内の大企業、特色ある産業（ライフサイエンス、先端企業、ものづくり等）、産学公連携、アクセス（首都圏など）などを盛り込む。

ウ 共通動画（各動画の冒頭等に使用）

- ・京都らしい動画を編集し、ア及びイの動画に組み合わせることで、各動画との一体感を出す。
- ・京都の文化、自然、食、街並みなどの京都らしさが伝わる要素を盛り込む。
- ・ドローンを使用した空撮を行い、市域のコンパクト感が伝わる映像を盛り込むとともに、最新の映像技術を駆使する。

エ 動画内容の協議

ターゲット層やターゲット層の関心事項に造詣の深い関係者への聞き取り調査など、効果的な動画を作成するためのコンテンツの検討を十分に行ったうえで、絵コンテやサンプル動画等を用いながら、京都市と協議し進めること。

オ その他

アとイそれぞれに共通する要素（例：教育環境や交通利便性・アクセスなど）については、共通の動画として撮影し、各動画に使用する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

① 出演者（エキストラ、ナレーター等の手配を含む）の調整を行うこと。

また、本業務の主要ターゲットが移住や企業進出による京都での生活・ビジネスのイメージを持てるよう、出演者の国籍等を検討のうえ適切なキャスティングを行うこと。

② 京都市との協議の後、京都市が了承するコンセプト・テーマに沿った企画・台本等を提案のうえ、制作される動画が京都市の意向と相違がないように、事前に京都市及び関係者等と主体的に協議・確認すること。

- ③ 肖像権及び著作権について必要な手続きを行うこと。
- ④ 撮影場所の手配、許可、調整等を行うこと。また、受託者の責に帰すべき事由に基づく撮影場所でのトラブル等については受託者の責任で解決すること。

(3) 編集

撮影した映像の加工および編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。また、納品までに京都市等による複数回の内容確認および修正の指示を受けるものとする。

ア 2～3分程度の動画をそれぞれ2本（英語版及び日本語版）、また、それらを各々30秒程度にまとめたショート動画を制作すること。

- ・動画は、実写のみとする。
- ・効果的な音響を使用し、必要に応じてオリジナル楽曲を制作する。
- ・動画は、英語版を基本として制作し、編集時に当該動画を活用し、日本語の字幕・吹き替えを入れた日本語版を制作する。
- ・ショート動画については、2～3分の尺で制作する英語版及び日本語版の動画から各々京都市と協議した内容をピックアップし制作する。

イ 使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする（借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと）。

ウ 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は手続き等を受託者において行うこと。

エ 制作する動画は、アクセシビリティに配慮し、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-第3部：ウェブコンテンツ」の等級 AA に準拠すること。

オ 編集内容の変更等は、納品直前まで、京都市の指示に柔軟かつ速やかに対応すること。また、納品は、京都市との合意が取れた後に行うこと。

(4) 制作期限

制作する動画は、京都市と協議の上、令和7年9月から10月までに納品するものとする。

(5) 周知及び展開に関すること

ア 広報戦略の提案

5(1)で示した各動画の主なターゲット層のトレンド等を分析し、制作する動画を活用（媒体に応じた再編集を含む）した効果的な広報展開の戦略を提案すること。

イ 広告・出稿の提案

アの戦略に基づき、京都市と協議し決定した広告・出稿を行う。なお、広告・出稿の際に生じた費用については、受託者で負担すること。

ウ プレスリリース及び二次利用への協力

京都市が報道機関等への広報発表を行う場合や、制作する動画の一部を静止画として切り出し、冊子などに二次利用する場合には、必要な素材を提供すること。その際に著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

6 報告・協議

- (1) コンテンツの制作に当たっては、事前に京都市と企画段階での協議や各動画のターゲット層への聞き取り調査などを踏まえ、効果的なコンテンツの検討を行ったうえで、撮影及び編集等の状況やスケジュール等を報告すること。
- (2) 日々、市政情報の入手・把握に努めた上で、映像制作の企画について、積極的に提案すること。

7 規格・仕様

- (1) 動画の縦横比は、16 : 9 とする。
- (2) 動画の解像度は、1920px×1080px 以上とする。
- (3) 動画データは、H. 264/MPEG-4AVC のコーデックを用いること。

8 成果品

以下(1)(2)について、大容量ファイル転送サービス等を用いて電子データで納品すること。また、(1)～(3)の全てを格納したDVDディスク5枚（盤面印刷を含む）を納品すること。

(1) WEB配信用動画

YouTube、X、LINE、LinkedIn など別途通知する各媒体に対応するフォーマットに変換したデータ。なお、各媒体に掲載する際、サムネイル画像が必要なものは動画で使用する素材を組み合わせ作成すること。

(2) デジタルサイネージ動画

別途通知する媒体に対応するフォーマット（例：WMV9など）に変換し、各媒体に適した規格に編集したデータ

(3) 動画制作時に使用した生データ

本業務のために撮影・作成した動画、画像（使用しなかった物も含む）

9 委託金額の範囲

5に記載した業務全てを含む（業務の提供に当たり発生する付帯作業（※）に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする）。したがって、追加費用は一切請求できない。

ただし、5(3)で示した英語版や日本語版の字幕・吹き替え作業について、制作の必要が無くなった場合については、当該作業分を減額する。

※過去の実績として実際に発生した付帯作業として以下のような例がある

- ・出演者の衣装、メイク、移動に係る交通費等
- ・事業内容を説明するパネル
- ・飲食する撮影時の飲食費
- ・京都市職員等以外の出演者の出演費

10 委託金額の支払方法

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に一括で支払うものとする。

1 1 特記事項

- (1) 本業務を開始するに当たっては、京都市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務で制作したコンテンツについては、契約終了後も各媒体で無期限に公開を継続できるようにすること。その際に生じる出演料、楽曲使用料等については、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、京都市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用するキャラクター・世界観については、二次利用も含め、京都市が自由に使用できるものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権の譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーザルの段階で京都市の了承を得るものとする。
- (4) 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、京都市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、京都市は再委託について承認しない。
- (6) 本仕様書に記載されている事項の他、京都市契約事務規則に基づくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、京都市と受託者で協議の上決定する。

1 2 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、京都市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって京都市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 京都市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等できることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを京都市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。

1 3 問い合わせ先

京都市総合企画局市長公室広報担当（担当：大野、藤井）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話 （075）222-3094

メール k o h o k a @ c i t y . k y o t o . l g . j p